二　受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

［三～七　略］

［2・3　略］

（個人番号の変更の届出）

第二十八条の二　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付の受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　変更前及び変更後の個人番号

三　個人番号の変更年月日

四　受給権者の年金証書の記号番号

（厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る改定の請求）

第二十九条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金の受給権者が、改正前地共済法附則第二十四条の二第六項若しくは第七項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により当該退職共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

［2　略］

（国会議員等となつたときの支給停止の届出）

第三十条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下第三十二条までにおいて「改正前地共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～五　略］

［2・3　略］

（総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）

第三十一条　国会議員等である改正前地共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議

二　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

［三～七　同上］

［2・3　同上］

［新設］

（厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る改定の請求）

第二十九条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金の受給権者が、改正前地共済法附則第二十四条の二第六項若しくは第七項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により当該退職共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

［二～四　同上］

［2　同上］

（国会議員等となつたときの支給停止の届出）

第三十条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち退職共済年金及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下第三十二条までにおいて「改正前地共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、組合が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

［二～五　同上］

［2・3　同上］

（総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）

第三十一条　国会議員等である改正前地共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議